



きになる年金基本のき

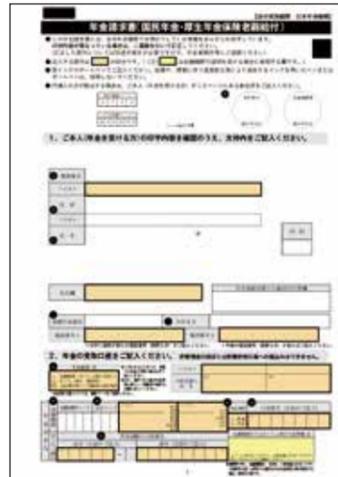
何もしないと年金は受けられない!? 年金の請求手続き

年金を受ける権利が発生しても、自動的に年金が受けられるわけではありません。年金を受けるための手続きを事前に確認しておきましょう。

● 年金が受けられる年齢になったら

- 年金の受給資格を満たし、支給開始年齢（性別・生年月日に応じて60～65歳）に達したときは、最寄りの年金事務所（共済組合）で請求手続きが必要になります。
- 日本年金機構（共済組合）の年金加入記録で年金の受給資格を満たしていることが確認できる方には、支給開始年齢の3ヵ月前になると、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」が日本年金機構（共済組合）から送付されますので、その用紙を使って手続きしてください。
- 年金請求書には年金加入記録が記載されていますが、記録に「漏れ」や「誤り」が見つかったときは、事前に最寄りの年金事務所（共済組合）までお問い合わせください。
- 年金の受け取りと手続きの流れは右ページをご参照ください。

■ 「年金請求書」(事前送付用)



年金の請求手続きに関する詳細は、最寄りの年金事務所等へお問い合わせください。

● 日本年金機構ホームページ「全国の相談・手続き窓口」

URL : <https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/>

図表1 ● 年金の受け取りと手続きの流れ

① 支給開始年齢の3ヵ月前

支給開始年齢の3ヵ月前に、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」が日本年金機構（共済組合）から送られてきます。請求書には、基礎年金番号、氏名、性別、住所、年金加入記録があらかじめ印字されていますので、内容に間違いがないか必ずチェックしてください。

● 次のような条件に該当する方には60歳になる3ヵ月前に「年金に関するお知らせ」が届きます。

1. 65歳から老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給権が発生する方（65歳になるまでに厚生年金保険の加入期間が12ヵ月以上になれば「特別支給の老齢厚生年金」の受給資格を満たす場合があるので、確認のために送付）
2. 日本年金機構が把握する年金加入記録からは年金の受給資格が確認できない方（カラ期間を入れれば受給資格を満たす可能性があるため、確認のために送付）

② 支給開始年齢の誕生日以後

「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」に必要事項を記入の上、必要に応じて添付書類を用意して最寄りの年金事務所（共済組合）または街角の年金相談センターに提出します。添付書類のうち、戸籍謄本・戸籍抄本・住民票は必ず誕生日以後に用意してください。

● 主な添付書類

- ・ 「年金手帳」（厚生年金保険被保険者証）または「基礎年金番号通知書」
- ・ 「戸籍謄本」等（本人の生年月日を明らかにできる書類）
- ・ 「雇用保険被保険者証」

※ 加給年金額の対象となる家族がいる場合は、それを証明する戸籍謄本、世帯全員の住民票の写し、対象となる家族の前年の所得を証明する課税証明書や源泉徴収票など（マイナンバーを記入した場合は省略可）。

③ 提出して1、2ヵ月後

日本年金機構（共済組合）より「決定通知書」と「年金証書」と「年金受給者の皆様へ」（パンフレット）が送付されてきます。

④ 提出して2、3ヵ月後

日本年金機構（共済組合）より振込通知書が送付され、指定した金融機関・ゆうちょ銀行の口座に入金されます。

コラム
Column

Q

66歳以降に老齢基礎年金・老齢厚生年金を繰り下げるとき

特別支給の老齢厚生年金は受給権者が65歳に達したときに受給権がなくなりますが、「65歳到達時の年金請求」を行うことによって老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給を開始することになっています。この場合、年金請求書が65歳の誕生月の初めごろまでに送付されてきます。

老齢基礎年金と老齢厚生年金の両方を繰り下げて受給する場合、この年金請求書を提出する必要はありません。どちらか一方を繰り下げて受給する場合は、「老齢基礎年金のみ繰下げ希望」または「老齢厚生年金のみ繰下げ希望」の欄に○を付けて提出します。

※ 実際に繰下げ受給を始める時期になった際に、年金事務所でご改めて年金請求の手続きを行います。

